

第 1 章 計画の概要

第 1 節 計画策定の背景・趣旨

国等の動向を確認するため暫定版です

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、平成 18（2006）年 3 月に第 1 次「米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。その後平成 24（2012）年 8 月に改定（第 2 次）し、平成 28（2016）年 1 月の改定（第 3 次）を経て、令和 3（2021）年 2 月に第 4 次「米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、従来の社会の在り方やライフスタイルを見直し、循環型社会への転換をさらに進めていくとともに、低炭素社会や自然共生社会との統合に配慮した持続可能な循環共生型の地域社会の構築に向けて、取り組んできたところです。

我が国では、令和 6（2024）年に第 5 次循環型社会形成推進基本計画が策定され、環境問題と社会課題を同時に解決することを目指し、地域・社会の持続可能性を高める循環経済の推進、資源循環の徹底、地域特性に応じた循環システムの構築、循環資源・廃棄物管理の基盤強化と環境再生の実行、国際的な資源循環態勢の整備を主な方針とし、循環型社会へのより一層の推進を図っています。

国際的には、平成 27（2015）年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に、持続可能でよりよい社会を目指す国際目標「持続可能な開発目標（SDGs：エスディージーズ）」が採択され、海洋ごみ対策や食品ロス削減等の施策も進行中です。

改めて一人ひとりが学び、考え、一体となって循環型社会への転換、脱炭素社会の実現、自然共生社会及び安心・安全社会を目指した取組を推進していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、第 4 次「米子市一般廃棄物処理基本計画」の施策や目標の達成状況について評価及び課題の検証を行い、新たな第 5 次「米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定することとしました。

第2節 計画の位置付け

1 他の計画等との関係

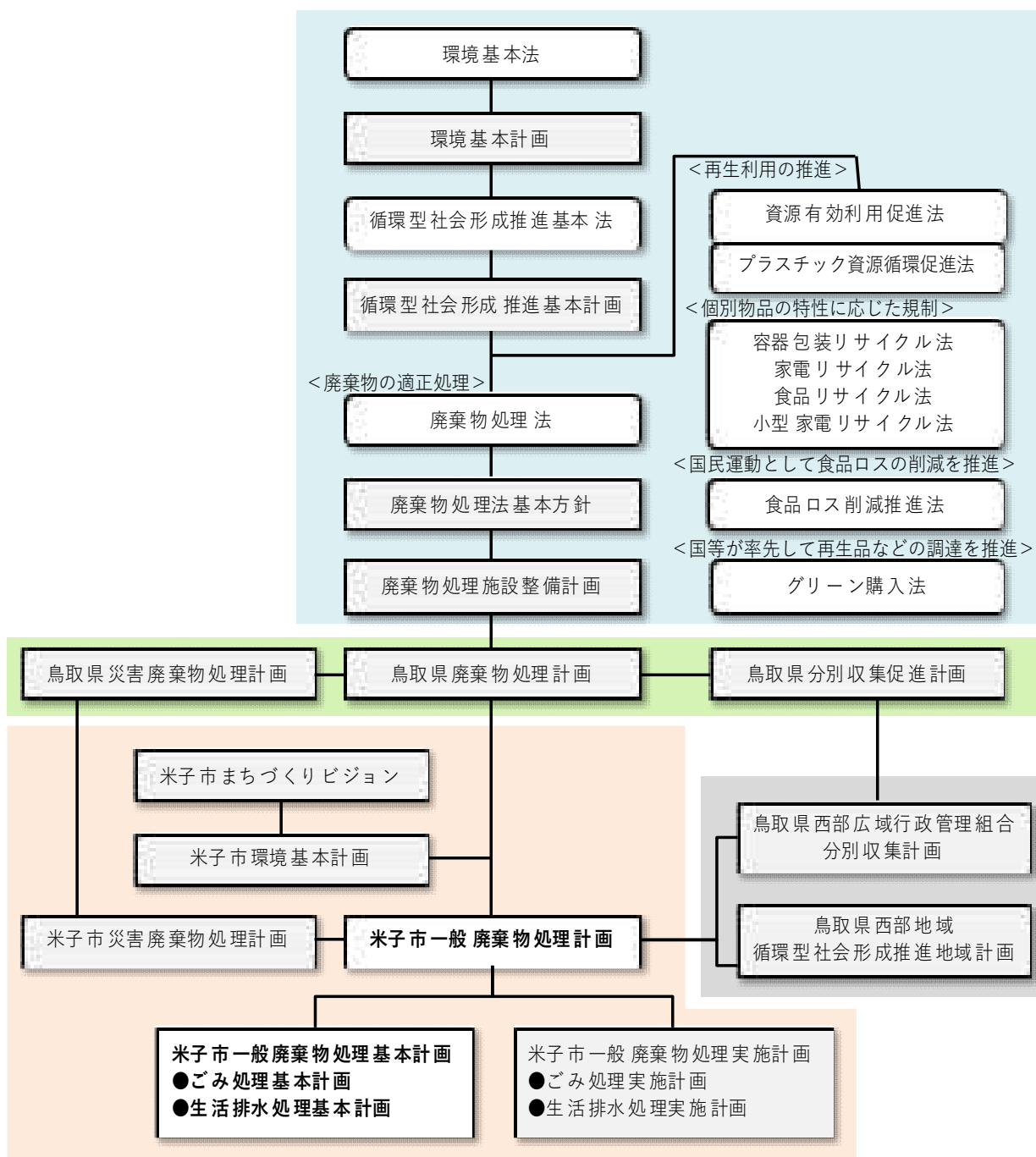


図 2-1 米子市一般廃棄物処理基本計画と他の計画との関係

2 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本市の全域を対象とします。

3 計画の範囲

本計画の藩土は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物とします。一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物を指し、家庭から発生する家庭系ごみ、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみのほか、し尿及び浄化槽汚泥も含みます。

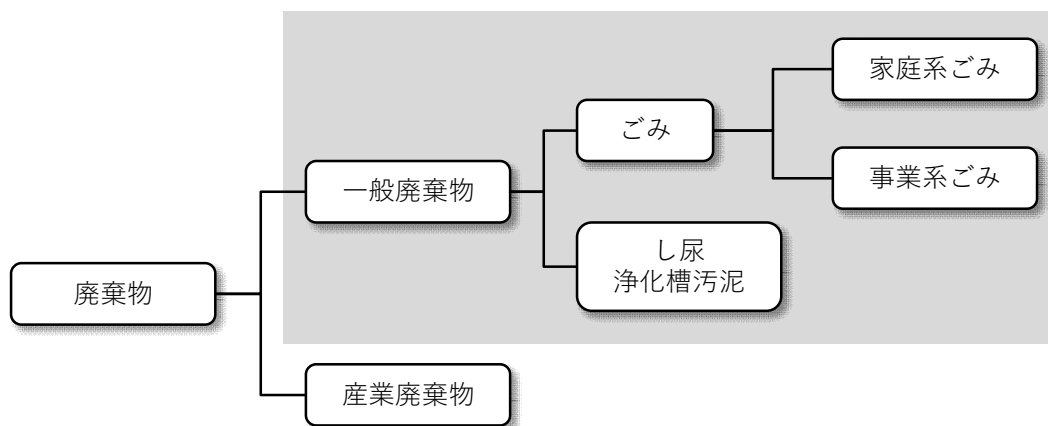


図 2-2 計画の範囲

4 計画期間と目標年度

本計画の期間は令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までとし、目標年度は令和 12（2030）年度とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等の内容によっては、計画期間内であっても必要な見直しを行うこととします。